

社会福祉法人 希望の家 身体拘束等の適正化のための指針

令和4年4月1日

(事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方)

第1条 社会福祉法人希望の家（以下、「事業者」という。）は、障害者虐待防止法の趣旨を理解し、利用者に安心、安全なサービスを提供していく。

2 事業者は、身体拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (3) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (4) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (5) 利用者の人権を最優先にする。
- (6) やむを得ない場合、利用者、家族に丁寧に説明を行って、身体拘束を行う。
- (7) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない。

3 「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応の手引き」において具体的な身体拘束の行為として次の事項があげられる。

- (1) 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- (2) 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。
- (3) 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (4) 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(虐待防止委員会に関する事項)

第2条 事業者は、虐待防止及び身体拘束適正化等を目的として、虐待防止委員会を設置する。

2 虐待防止委員会は、年1回以上、定期的に開催し、次のことを検討、協議する。

- (1) 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束が適切な手続き、方法で行われているかを確認する。
- (2) 事業者の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の内容及び実施状況を確認する。

3 虐待防止委員会で検討した結果については、従業員に周知徹底をする。

4 虐待防止委員会は、虐待防止責任者、虐待防止担当者、第三者委員で構成する。

(虐待防止・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針)

第3条 事業者は、年間研修計画に沿って「虐待・身体拘束防止研修」等の研修を年1回以上実施し記録する。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針)

第4条 身体拘束等を行う場合には、第5条の手続きに基づき身体的拘束等の記録に記載し利用者の保護者等に速やかに説明し、報告を行う。

- 2 施設内において、職員は他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止担当者への報告を行います。当該報告を受けた虐待防止担当者は、身体拘束等を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握を行います。身体拘束等の事実が発覚した場合は、速やかに利用者及び保護者に報告し、虐待として所轄庁への報告等の対応を行う。

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

第5条 身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には以下の手順に従って実施する。

- (1) 身体拘束を行うときは、個別支援会議において、慎重に検討して虐待防止責任者の確認の後、個別支援計画に身体拘束の様態、時間、理由記載する。
 - (2) 身体拘束を行う場合には、利用者や保護者に理由、方法、時間、心身の状況及び拘束の解除の予定を説明し同意を受けたうえで実施する。
 - (3) 身体拘束を行った場合には、その様態、時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。
- 2 「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は以下の3要件である。
- (1) 切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - (2) 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと。
 - (3) 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業者のホームページに掲載し、利用者及び保護者等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針)

第7条 関係法令や関係資料の情報収集により、身体拘束の適正化に向けた指針の見直しを虐待防止担当者が随時行う。